

可児市観光PR業務
プロポーザル公募要領

令和3年5月

可 児 市

本業務は、マイクロツーリズムの促進を図ることを目的とし、「地元の魅力」「地域内観光」の情報発信を行い、体験や食事など滞在時間の延伸や観光消費の推進につながる観光パンフレットの制作を中心とするウィズコロナ時代に即した観光PR業務を委託するものです。

市では、本業務の実施にあたり、より効率的かつ効果的に行うための提案を募集します。

この公募要領は、業務の内容、プロポーザルにあたっての参加要件及び選定手続きを定めたものです。

1. 募集内容

(1) 業務の名称

可児市観光PR業務

(2) 業務内容等

別紙「業務仕様書」のとおり

(3) 委託契約方法

プロポーザル方式により選定した事業者との随意契約

(4) 業務期間

契約締結日から令和4年2月28日(月)まで

(5) 業務の提案上限額

2,500千円(消費税及び地方消費税を含む)

※これを超える提案は失格とします。

2. プロポーザルの方式及び参加資格要件

(1) プロポーザルの方式

公募型

(2) 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者(以下「参加者」という。)は、本業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人(法人格を有すること。ただし、会社法人、特例民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。)とし、下記①～⑦の要件をすべて満たしていることが必要です。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者

でないこと。

- ③ 参加者もしくは参加者の役員等（支店または営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を含む。）が、可児市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 22 年可児市訓令甲第 47 号）に基づく排除措置対象法人等に該当しない者であること。
- ④ 評価会議の日において、可児市競争入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- ⑤ 本プロポーザルの参加申込受付期限日から評価会議の日までの間において、本市から入札参加資格に係る指名停止措置を受けていないこと。
- ⑥ 本プロポーザル参加申込の日において、国税及び地方税の滞納がないこと。
- ⑦ 国及び地方自治体等から受託して本業務に類する事業の実施業務を行った実績があること。

3. プロポーザルの日程

内 容	日 程
①公募要領等の公開・配布	令和 3 年 5 月 14 日（金）～令和 3 年 6 月 11 日（金）
②公募要領等に関する質問受付	令和 3 年 5 月 14 日（金）～令和 3 年 6 月 11 日（金）
③参加申込受付	令和 3 年 5 月 14 日（金）～令和 3 年 6 月 11 日（金）
④企画提案書の受付	令和 3 年 5 月 14 日（金）～令和 3 年 6 月 18 日（金）
⑤評価会議（書類審査のみ）	令和 3 年 6 月 21 日（月）～令和 3 年 6 月 25 日（金）
⑥結果の通知・公表	令和 3 年 6 月 28 日（月）（予定）

4. プロポーザルの手順

（1）公募要領等の公開・配布

① 配布期間

令和 3 年 5 月 14 日（金）～令和 3 年 6 月 11 日（金）
（平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）

② 配布方法

可児市役所観光経済部観光交流課で配布します。

（〒509-0292 岐阜市可児市広見一丁目 1 番地）

また、市ホームページ（<http://www.city.kani.lg.jp/>）に掲示します。

※郵送での配布は行いません。

（2）公募要領等に関する質問の受付及び回答の公表

① 質問受付期間

令和 3 年 5 月 14 日（金）～令和 3 年 6 月 11 日（金）（最終日は午後 5 時 15 分まで）

② 質問提出方法

質問（様式1）を観光交流課あてにFAX（0574-63-4754）または電子メール（kankou@city.kani.lg.jp）にファイル（Microsoft Word形式）を添付して提出してください。なお、電子メールの件名は「【質問】可児市観光PR業務」として送信してください。

※提出後は、後記の提出先に確認の電話をしてください。

※その他の方法による質問には回答を行いません。

※説明会は開催しません。

③ 質問に対する回答

令和3年6月15日（火）までに、随時、市ホームページにて公開します。

（3）参加申込受付及び参加資格の審査

① 受付期間

令和3年5月14日（金）～令和3年6月11日（金）

（平日の午前8時30分～午後5時15分）

② 提出書類

ア 参加申込書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式2）

イ 会社概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式3）

③ 提出方法

上記提出書類を観光交流課へ持参又は郵送により提出してください。なお、郵送の場合は、郵送後、後記の提出先に確認の電話をしてください（必着）。

④ 参加資格の審査

参加資格の審査結果については、令和3年6月15日（火）までに、参加申込書の提出者すべてに対し書面で通知します。

（4）企画提案書の受付

① 受付期間

令和3年5月14日（金）～令和3年6月18日（金）

（平日の午前8時30分～午後5時15分）

② 提出書類

ア 企画提案書（様式4）及び添付書類

イ 見積書（様式任意、積算内訳を含む）

※仕様書、公募要領、評価項目等を参考に、具体的かつ簡潔に作成してください。

※市が必要と認める場合は、別の資料の提出を求める場合があります。

※提出書類で用いる言語は日本語とし、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）で表記してください。

③ 企画提案書の作成

以下の項目に沿って、事業の企画を作成してください。

企画提案書の様式等は、日本工業規格A4（一部A3版資料折込使用可）とします。

○事業の実施計画

- ・本提案の基本的な考え方
- ・本パンフレットのイメージ（デザイン、構成など）
- ・本パンフレットの一部誌面イメージ（絵コンテ、写真など）
- ・本幟旗のイメージ（デザインなど）
- ・観光プロモーション（独自提案）の内容

○業務の実施体制

- ア 本事業に類する事業の実施実績
- イ 事業の実施体制
 - ・業務の実施体制表及び業務全体の実施スケジュール表
 - ・業務実施責任者の経験、資格など
- ウ 事業費の妥当性

○その他、注意事項

- ア 企画提案書は見やすいもの、わかりやすいものとしてください。特に実施方法は、具体的に説明し、手順等を簡単なフローなどで示してください。
- イ 本要領に示す業務の目的・趣旨を達成するため、契約上限額の範囲でできる限りの提案をしてください。また、本件の受託者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、業務概要に示す本市の要求事項にとらわれず、参加事業者の専門性を生かした指摘や提案に努めてください。
- ウ 提出後の提案内容の修正は一切認めません。

④ 見積書作成にあたっての注意事項

- ア 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。
消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。
- イ 本業務実施に係る通信運搬費（電話回線使用料、郵送料等）、事務費（消耗品費等）は必要に応じて計上してください。
- ウ パソコン、複合機（コピー／FAX）等の購入に係る経費については、本業務の委託費に含みません。（レンタル料等の維持管理費は必要に応じて計上してください。）
- エ 人件費については、労働条件、市場実態等を踏まえて適切な水準を設定してください。

⑤ 提出部数

正本 1 部、副本 9 部（写し可）

⑥ 提出方法

上記書類を観光交流課へ持参又は郵送により提出してください。なお、郵送の場合は、郵送後、後記の提出先に確認の電話をしてください（必着）。

5. 評価に係る事項

(1) 評価の方法

評価は、市職員等によって構成された「可児市観光PR業務委託プロポーザル評価会議」(以下「評価会議」という)において、書類審査により実施します。評価会議では、企画提案書の内容を基に、企画提案の内容、事業の実施能力等について評価・採点を行い、受託候補者を選定します。

(2) 開催日時

令和3年6月21日(月)～令和3年6月25日(金)

(3) 評価項目及び評価内容

別表「評価項目及び評価基準」のとおり

(4) 受託候補者等の選定

上記評価項目について、提出書類をもとに評価委員が評価・採点します。評価委員ごとに評価点数の高い順から下記のとおり順位点を付与します。ただし、同順位の方が複数ある場合は、当該順位及びその下位に当たる空位の順位点の合計を当該同順位となった者の数で除して得られる点数を付与します。

順位	1位	2位	3位	・・・
順位点	1	2	3	・・・

順位点合計点の最も低い者を受託候補者として選定します。また、第2位の者を次点候補者とします。

順位点合計点と同じである者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な者を受託候補者として選定します。提案金額も同額である場合は、くじ引きの上、受託候補者を選定します。

なお、各評価委員の持ち点(100点)を合計した値(満点)の6割を基準点とし、基準点を満たさない者は選定の対象としません。

(5) 次点候補者の取り扱い

受託候補者が辞退を申し出た場合や、受託候補者としての決定を取り消された場合は、次点候補者を受託候補者とします。

(6) 参加者が1者の場合の取り扱い

参加者が1者のみの場合、評価会議において基準点を満たす場合は、当該参加者を受託候補者として選定しますが、基準点に満たない場合は、受託候補者として選定せず、再度公募を実施します。

(7) 選定結果の通知及び公表

選定結果は評価会議実施後、速やかにすべての参加者に書面にて通知するとともに、受託候補者の名称及びすべての参加者の評価点（合計点のみ）を可児市ホームページ上で公表します。

なお、評価内容についての問い合わせには応じないものとし、選定結果に対して異議申し立てはできないものとします。

6. 契約の締結

選定した受託候補者と市が協議し、業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。仕様書の内容は、提案の内容が基本となりますが、協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限りません。なお、契約が不調に終わった場合は、次点候補者と交渉するものとします。

7. プロポーザル参加に際しての注意事項

(1) 失格（無効）事由

参加者が次のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効となる場合があります。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出されたとき。

イ 提出書類等に虚偽の記載又は重大な誤り等が確認されたとき。

ウ 評価会議構成員又はその関係者に接触を求めるなど、評価の公平性に影響を与える行為があったとき。

エ 本公募要領に定める参加資格要件に適合しなくなったとき。

オ 著しく社会的信用を損なう行為等により、受託候補者としてふさわしくないと市が判断したとき。

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合。

(2) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

(3) 複数提案の禁止

複数の提案書の提出はできません。

(4) 提出書類変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替えまたは再提出は認めません。（軽微なものを除く。）

(5) 返却等

提出書類は、すべて可児市の所有とし返却はしません。また、プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲内において、複製ができるものとします。

(6) 費用負担

本プロポーザルに係る諸経費等は、すべて参加者の負担とします。

(7) その他

- ① 参加者は、参加申込書の提出をもって、本公募要領及び別添「業務仕様書」の記載内容に同意したものとみなします。
- ② 本件に係る情報公開請求があった場合には、可児市情報公開条例（平成 11 年条例第 22 号）に基づき、提出書類を公開する場合があります。
- ③ 参加申込後に辞退をする場合は、令和 3 年 6 月 18 日（金）の午後 3 時（評価会議開催日の前日）までに、辞退届（様式 5）を観光交流課に持参又は郵送により申し出てください。
※郵送の場合は、郵送後、後記の提出先に確認の電話をしてください（必着）。

8. 問合せ先及び各種書類の提出先

可児市観光経済部観光交流課 交流推進係 担当：福田、坂井
（平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）

住 所：〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目 1 番地

電 話：0574-62-1111（内線 2313・2314）

F A X：0574-63-4754

電子メールアドレス：kankou@city.kani.lg.jp